

## 特定秘密の保護に関する法律 Q & A

### 1 . 総論

問 1 - 1 なぜ今、特定秘密保護法を制定する必要があるのか？

問 1 - 2 この特定秘密保護法と国家安全保障会議（NSC）設置法は、どのような関係にあるのか？

問 1 - 3 従来の防衛秘密制度や特別管理秘密制度では対応できないのか？

問 1 - 4 国民の「知る権利」が侵害されるとの懸念はないか？

問 1 - 5 官僚の秘密主義を助長するのではないか？

### 2 . 特定秘密の指定対象について

問 2 - 1 どのような情報が特定秘密として指定されるのか？

問 2 - 2 特定秘密の指定対象は、際限なく広がっているのではないか？

問 2 - 3 何が「テロリズム」に当たるのか？

問 2 - 4 現在、約 4 2 万件の特別管理秘密があるそうだが、その内訳は？

問 2 - 5 従来秘密とされていなかった情報も、今回新たに特定秘密の指定対象となるのか？ また、今まで公開されていた情報も特定秘密となってしまうのではないか？

問 2 - 6 原子力発電所に関する情報や S P E E D I などの情報は特定秘密の指定対象となるのか？

問 2 - 7 TPP に関する情報やいわゆる「尖閣ビデオ」は、特定秘密の指定対象となるのか？

### 3 . 特定秘密の指定の有効期間について

問 3 - 1 特定秘密の指定の有効期間はどのようになっているのか？ いつまでも指定の有効期間を延長できるようになっているのではないか？

問 3 - 2 特定秘密の指定の有効期間が 3 0 年超、更には 6 0 年超になる可能性があり、長すぎると思うがどうか？

問 3 - 3 指定から 3 0 年を経過し、有効期間の延長について内閣の承認を得られなかった情報は、どのように取り扱われるのか？

問 3 - 4 指定から 3 0 年を経過した後指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した情報については、行政機関が勝手に廃棄してしまうのではないか？

問3-5 指定から30年を経過する前に指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した情報については、行政機関が勝手に廃棄してしまうのではないか？

#### 4. 適性評価について

問4-1 適性評価の対象となるのは誰か？

問4-2 民間の研究機関で安全保障やテロ対策などに関する研究を行う者も適性評価の対象となるのか？

問4-3 対象者について、どのような事項が調査されるのか？

問4-4 プライバシーが不当に侵害されるのではないか？

#### 5. 法の適正な運用を確保するための機関

問5-1 法の適正な運用を確保するため、どのような機関が設置されるのか？

問5-2 情報保全諮問会議は、どのような機能、権限を持つことになるのか？

問5-3 保全監視委員会は、どのような機能、権限を持つことになるのか？

問5-4 独立公文書管理監・情報保全監察室は、どのような機能、権限を持つことになるのか？

#### 6. 国会との関係について

問6-1 法の運用状況について、政府は国会に対しどのような内容を報告するのか？

問6-2 法の適正な運用を確保するため、国会にどのような組織が置かれるのか？

問6-3 行政機関から特定秘密の提供を受ける際、国会が保護措置を講ずることとされているが、保護措置を講じるとどうなるのか？

問6-4 国会が行政機関から特定秘密の提供を受ける際の保護措置としては、どのようなものが想定されているか？ また、いつまでに定められるのか？

#### 7. 罰則について

問7-1 誰が特定秘密を漏えいした場合、罰せられるのか？

問7-2 特定秘密を取得した者は、どのような場合に罰せられるのか？

問7-3 出版・報道関係者も罰せられるのか？例えば、次の場合についてはどうか？

① 取材行為により特定秘密を取得した場合

② 取扱者に対し、特定秘密だと知りつつ情報の提供を求めた場合

問7-4 取扱者や業務知得者でない一般国民も罰せられるのか？例えば、次の場合についてはどうか？

- ① たまたま見聞きした情報が特定秘密に該当しており、その情報を家族・知人等に伝えた場合
- ② 取扱者に対し、特定秘密だと知らずに情報の提供を求めた場合
- ③ 特定秘密を漏えいさせようと話し合った場合
- ④ 市民団体の集会で特定秘密を漏えいさせようと呼びかけたり、デモをした場合



## 1. 総論

### 問1-1 なぜ今、特定秘密保護法を制定する必要があるのか？

我が国を取り巻く安全保障環境は近年急速に厳しさを増しており、大量破壊兵器の拡散や国際テロなどといった我が国及び国民の安全に対する脅威も多様化、複雑化しています。また、高度情報通信ネットワークの進展に伴い、サイバー攻撃など安全保障に関する情報の漏えいの危険性が高まるとともに、ひとたび漏えいすれば瞬時に拡散し、取り返しのつかない事態を招きます。

そのような状況に適正に対処し、我が国及び国民の安全を確保するためにも、安全保障に関する情報を収集するとともに、その漏えいを防止し、適切に保全することは、非常に重要な意義を持ちます。

そのため、漏えいすると我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあることから、特に秘匿する必要がある情報を特定秘密に指定し、その取扱者を制限し、情報漏えいに対して厳罰をもって対処する法律の制定が、喫緊の課題となっていました。

我が国及び国民の安全を確保するためにも、各国から安全保障に関する重要な情報を収集する必要がありますが、情報共有は、各国において情報が保全されることを前提に行われています。特定秘密保護法の成立により、我が国の秘密保全が適切に行われるようになり、これにより、同盟国等との間で情報共有が促進することが期待されます。

### 問1-2 この特定秘密保護法と国家安全保障会議（NSC）設置法は、どのような関係にあるのか？

我が国及び国民の安全を確保するためには、安全保障上重要な情報を収集し、適切に分析することが必要となります。そこで、今回新たに、政府の外交・安全保障政策の新たな司令塔として内閣総理大臣を中心とした国家安全保障会議が設置され、ここで、外交・安全保障に関する諸課題について戦略的観点から日常的・機動的に議論することになります。ここでの審議をより効果的に行うためにも、行政各部の保有する機密情報の共有を促進することが不可欠であり、

また、近年の日本を取り巻く安全保障環境に鑑みると、各国の国家安全保障会議に相当する機関から情報を収集し、共有することが非常に重要です。

今回新たに秘密保護に関する共通ルールが確立し、我が国の秘密保全が適切に行われるようになったことで、同盟国等との間で情報提供、共有が促進されるとともに、従来は各行政機関内でとどまっていた情報が国家安全保障会議で共有され、適正に活用されることが期待されます。

問 1－3 従来の防衛秘密制度や特別管理秘密制度では対応できないのか？

従来、安全保障に関する情報については、防衛秘密制度や特別管理秘密制度により保護されてきました。しかし、防衛秘密制度は、法律上の制度で（自衛隊法第96条の2）、その漏えいについて5年以下の懲役等の罰則（自衛隊法第122条）があった一方で、特別管理秘密制度は、法律上の制度ではなく<sup>(注)</sup>、その漏えいについても国家公務員法上の守秘義務違反として1年以下の懲役等の罰則しかありませんでした（国家公務員法第109条）。更に、防衛秘密制度においても、それを取り扱う者の適性評価等については、法律上規定されておらず、法治国家において法律で書くべきことが法律に書かれていない、いわゆる法の欠缺でした。また、国及び国民の安全に関わる機密情報の漏えいに対する罰則が、営業秘密の漏えいに対する罰則（10年）よりも軽いのは、外国の制度と比べてみてもバランスを欠いていました。

なお、従来の制度では、機密情報を漏えいした大臣や国会議員に対する罰則がありませんでした。

(注) 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」に基づく制度

問 1－4 国民の「知る権利」が侵害されるとの懸念はないか？

この法律の立案・審議過程においては、公務員から特定秘密を聞き出す報道関係者が処罰され、ひいては国民の知る権利が侵害されるのではないかと懸念する意見がありました。そこで、この法律の適用に当たっては、国民の



知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない旨が規定されています（第22条第1項）。

また、出版又は報道に従事する者の通常の取材行為については、正当業務行為として処罰の対象とならない旨が規定されるとともに（第22条第2項）、特定秘密を「取得」する行為については、外国の利益を図るなどの目的（スパイ等の目的）がなければ処罰されない旨が規定されており（第24条）、報道目的で取得した場合には、取得罪は成立しません。

#### 問1-5 官僚の秘密主義を助長するのではないか？

従来は、各省庁ごとに情報が管理され、他省庁への提供、共有には消極的でした。しかし、外交・安全保障に関する諸課題に適切に対処するためには、行政各部の保有する機密情報の共有を促進することが不可欠です。

今回新たに秘密保護に関するルールが確立したことで、官僚に対する政府のコントロールが働くこととなり、安全保障上重要な情報を縦割りの壁を越えて行政内で共有し、効果的にテロ対策や防衛体制を築くことができます。

## 2. 特定秘密の指定対象について

### 問2-1 どのような情報が特定秘密として指定されるのか？

特定秘密として指定される情報は、安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるために特に秘匿することが必要である情報であって、公になっていない情報ですが、その範囲は、①防衛、②外交、③特定有害活動（スパイ）の防止、④テロリズムの防止の4分野であり、4分野の中でも更に別表で列挙された事項に限定されています（第3条）。

### 問2-2 特定秘密の指定対象は、際限なく広がっているのではないか？

特定秘密の指定対象は、①防衛、②外交、③特定有害活動（スパイ）の防止、④テロリズムの防止の4分野に限定されており、更に4分野の中でも別表にお

いて列挙された事項に限られます。この別表に列挙している事項は、諸外国と比べても限定的なものとなっています。例えば、アメリカの場合、保護すべき情報を「機密」、「極秘」、「秘」の3類型<sup>(注1)</sup>に分け、公になると安全保障に損害をもたらすおそれがある情報でさえあれば保護の対象となりますが、この法律による保護の対象は、著しい支障をもたらすおそれがある情報に限定されています。また、情報類型として列挙されているもの<sup>(注2)</sup>も、この法律の別表と比べると、概括的なものとなっています。

また、何が別表に掲げる事項に該当するかについては、情報保全諮問会議の意見を聴いた上で内閣総理大臣が定める統一基準（第18条第2項）によって詳細に明らかにされます。

したがって、特定秘密として指定される情報の範囲は、国家公務員法が禁じる情報漏えいの範囲よりもはるかに狭くなります。

(注1) 指定対象は、それぞれ次のとおりとなっている。

機密…国家の安全保障に例外的に重大な損害をもたらすことが合理的に予想しうるもの

極秘…国家の安全保障に重大な損害をもたらすことが合理的に予想しうるもの

秘 …国家の安全保障に損害をもたらすことが合理的に予想しうるもの

(注2) アメリカの機密指定の対象となる情報

(a)軍事計画、武器システム又は作戦、(b)外国政府情報、(c)インテリジェンス活動、インテリジェンスに関する情報源、方法又は暗号、(d)機密情報源を含む連邦政府の外交関係又は外交活動、(e)国家安全保障に関連する科学的、技術的、経済的事項、(f)核物質又は核施設に対する安全防護策に関する連邦政府プログラム、(g)国家安全保障に関連するシステム、施設、社会基盤、プロジェクト、計画、防護サービスの脆弱性又は能力、(h)大量破壊兵器の開発、生産、利用に関する情報

問2-3 何が「テロリズム」に当たるのか？

この法律における「テロリズム」とは、



- ① 政治上その他の主義主張に基づき、
  - ② 国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安を与える目的で、
  - ③ 人を殺傷し、又は重要な施設その他のものを破壊する
- ための活動をいいます（第12条第2項第1号）。すなわち、テロリズムとは、(1)人の殺傷又は(2)施設等の破壊活動であり、(1)や(2)を伴わないデモのような活動はテロリズムには当たりません。

問2-4 現在、約42万件の特別管理秘密があるそうだが、その内訳は？

現在、特別管理秘密として指定されている約42万件の情報のうち、その約9割は情報収集衛星から撮影された写真であり、次いで多いのが外交等で用いられる暗号です。

問2-5 従来秘密とされていなかった情報も、今回新たに特定秘密の指定対象となるのか？ また、今まで公開されていた情報も特定秘密となってしまうのではないか？

特定秘密として指定される情報は、

- ① 従来防衛秘密として指定されていた情報
- ② 従来特別管理秘密として指定されていた情報の一部

であり、今まで防衛秘密、特別管理秘密の指定対象でなかった情報が、この法律により新たに特定秘密の指定対象になるということはありません。

また、今まで公開されていた情報については、特定秘密として指定するために必要な「公になっていない情報」という要件を満たしませんので、特定秘密として指定されることはありません。

問2-6 原子力発電所に関する情報やSPEEDIなどの情報は特定秘密の指定対象となるのか？

原子力発電所に関する情報やSPEEDIを含む原発事故に関する情報は、防衛、外交、特定有害活動（スパイ）の防止、テロリズムの防止の4分野に該



当りませんので、特定秘密の対象とはなりません。むしろ、SPEEDIなどの住民の避難の誘導に関する情報は、すぐにその地方自治体及び住民に明らかにされなければならないのは、当然のことです。

なお、原子力発電所を狙ったテロリズムが想定されている場合の警察等の警備体制については、それが公になることでテロリストを利することになることから別表に該当し、特定秘密の指定対象となります。

問2-7 TPPに関する情報やいわゆる「尖閣ビデオ」は、特定秘密の指定対象となるのか？

TPPなどの通商交渉は、別表に掲げる安全保障に関する外交交渉ではありませんので、これに関する情報は特定秘密の指定対象とはなりません。また、「尖閣ビデオ」は、特段秘匿の必要性があるものとは言えず、これも特定秘密の指定対象とはなりません。

### 3. 特定秘密の指定の有効期間について

問3-1 特定秘密の指定の有効期間はどのようになっているのか？ いつまでも指定の有効期間を延長できるようになっているのではないか？

特定秘密については、指定の際に、5年以内の有効期間を定め、その有効期間が満了するときに、更に5年以内で延長することができます。しかし、指定の有効期間は、理由を示して内閣の承認を得た場合を除き、原則として30年を超えることができません（第4条第3項）。また、有効期間が30年を超えた場合も、その有効期間の延長のたび（5年ごと）に内閣の承認が必要となります。（第4条第4項）

更に、通じて30年を超えて有効期間を延長することのできる情報であっても、武器や暗号、人的情報源などといった限定列挙する事項を除き、通じて60年を超えて延長することができません（第4条第4項）。

そして、通じて30年を超えて有効期間を延長することのできる情報についても、武器や暗号、人的情報源などといった限定列挙する事項に限定されることが、国会において内閣総理大臣から答弁されています。

問3-2 特定秘密の指定の有効期間が30年超、更には60年超になる可能性があり、長すぎると思うがどうか？

この30年、60年という期間は、諸外国の秘密保護の期間との均衡を考慮して設定したものです。例えば、米国では、秘密保護の期間は原則25年以下であり、人的情報源等の情報に限って50年又は75年となります。また、英国では、秘密情報は原則20年で開示され、例外的に公安関係等の情報は100年、国家安全保障に関する情報は個別に定める期間となっています。

なお、当初の政府案では、秘密保護の期間が通じて30年を超える場合には内閣の承認を得なければならないとだけあり、半永久的に秘密とすることができました。

修正協議の結果、原則30年を超えてはならないことを明記するとともに、30年を超えて保護できる場合も60年を超えて延長することができないこと



としました。

ただし、暗号や人的情報源（大量破壊兵器や国際テロの情報提供者の氏名が漏えいされると、30年後あるいは60年後に存命していれば国家反逆罪等で処刑され、親族の生命にまで危険が及ぶ可能性があります）など、どうしても秘密にし続けられないものを列挙して、60年を超えて延長することができることとしています。

問3-3 指定から30年を経過し、有効期間の延長について内閣の承認を得られなかった情報は、どのように取り扱われるのか？

有効期間の延長について内閣の承認を得られなかった情報は、保存期間の満了とともに、すべて国立公文書館等に移管されることとなっています（第4条第6項）。

問3-4 指定から30年を経過した後に指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した情報については、行政機関が勝手に廃棄してしまうのではないのか？

指定から30年を経過した後に指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した情報は、一般の行政文書と同様に公文書管理法の適用を受けます。ただし、それらの情報は、30年以上という長期間にわたって指定されてきたという点を考慮し、すべて国立公文書館等に移管されるよう、運用基準に明記されます。

問3-5 指定から30年を経過する前に指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した情報については、行政機関が勝手に廃棄してしまうのではないのか？

指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した情報は、一般の行政文書と同様に公文書管理法の適用を受け、行政機関がその情報を廃棄しようとする場合には、あらかじめ内閣総理大臣と協議し、その同意を得なければならない、行

政機関において勝手に廃棄されるということはありません（公文書管理法第8条）。

また、有効期間の延長について内閣の承認を得られなかった情報が全て国立公文書館等に移管される趣旨を踏まえて、指定期間の長短に沿ってその歴史的価値を考慮する適切なルールも検討されています。



#### 4. 適性評価について

##### 問4-1 適性評価の対象となるのは誰か？

適性評価の対象は、特定秘密を取り扱うことを業務とする者（取扱者）です（第12条第1項）。取扱者となるのは、①特定秘密を取り扱う行政機関の職員や警察職員と②行政機関と契約して特定秘密を保有する事業者（契約事業者）の従業員です。

##### 問4-2 民間の研究機関で安全保障やテロ対策などに関する研究を行う者も適性評価の対象となるのか？

適性評価は、公務員以外にも、特定秘密を保有する研究機関の研究者も適性評価の対象となりますが、特定秘密を保有するには行政機関と契約していることが必要です。したがって、行政機関と契約していない研究機関の研究者は適性評価の対象となりません。

##### 問4-3 対象者について、どのような事項が調査されるのか？

適性評価にあたっては、①スパイ及びテロに関する事項（家族等の氏名、生年月日、国籍、住所を含む）、②犯罪・懲戒経歴、③情報取扱の非違経歴、④薬物濫用・影響、⑤精神疾患、⑥飲酒の節度、⑦信用状態が調査事項となります（第12条第2項）。

##### 問4-4 プライバシーが不当に侵害されるのではないか？

適性評価については、評価対象者の同意を得た上で実施され、法律に列挙した事項について対象者が記載した質問票にのっとって調査されるとともに、評価対象者は、適性評価について苦情を申し出ることができません（第14条）。これによって評価対象者は不利益な取扱いを受けない旨が明記してありますし、更に、この法律の適用に当たって、国民の基本的人権を不当に侵害することはあって

はならない旨が明記してあり（第22条第1項）、適正評価についても、プライバシーの不当な侵害とならないよう適切に運用されます。



## 5. 法の適正な運用を確保するための機関

問5-1 法の適正な運用を確保するため、どのような機関が設置されるのか？

今回、法の適正な運用を確保するため、内閣官房に①情報保全諮問会議、②保全監視委員会を設置し、内閣府に①独立公文書管理監、②情報保全監察室を設置することが予定されています。

これらの機関の設置に向けて、内閣官房に特定秘密保護法施行準備室が設置されました。

問5-2 情報保全諮問会議は、どのような機能、権限を持つことになるのか？

情報保全諮問会議は、①我が国の安全保障に関する情報の保護、②行政機関等の保有する情報の公開、③公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者（第18条第2項）、④報道や法律に関する専門家によって構成され、

- ・ 特定秘密を指定できる行政機関の限定について意見を述べること
- ・ 運用基準の策定・変更の際に意見を述べること
- ・ 特定秘密の指定等の運用状況について内閣総理大臣の報告を受けること
- ・ 特定秘密の指定等の運用状況の国会報告に当たり、意見を述べることを所掌事務とします。

問5-3 保全監視委員会は、どのような機能、権限を持つことになるのか？

内閣総理大臣が特定秘密の指定・解除等についてチェック機関としての役割が果たすことに資するよう、米国の省庁間上訴委員会を参考に、内閣官房に設置され、内閣官房長官の下、防衛・安全保障・対スパイ・対テロに関する情報を扱う省庁の事務次官級を中核に構成されます。その所掌事務は、①特定秘密の指定・解除状況、②特定秘密の有効期間の設定・延長、③適性評価の実施状況をチェックし、情報保全諮問会議や国会への報告資料を作成することとされています。

問5-4 独立公文書管理監・情報保全監察室は、どのような機能、権限を持つことになるのか？

特定秘密の指定及びその解除等の適正を確保するため、内閣府に審議官級の「独立公文書管理監」が設置され、特定秘密の記録された行政文書の廃棄の可否を判断することとされています。

また、内閣府に20人規模の「情報保全監察室」が内閣府に設置され、

- ① 個別の特定秘密の指定、解除の適否
- ② 個別の特定秘密の有効期間の設定、延長の適否
- ③ 特定秘密の記録された行政文書の管理

を検証、監察し、不適切なものについては是正を求めることが所掌事務とされています。

## 6. 国会との関係について

問6-1 法の運用状況について、政府は国会に対しどのような内容を報告するのか？

政府から国会に対しては、国会において特定秘密等の運用状況を検証できるよう、指定や解除の件数、内閣総理大臣による指定等の改善指示の状況、指定や延長の有効期間、別表の事項別の特定秘密の件数、適正評価の実施の状況等が報告されます（第19条）。

問6-2 法の適正な運用を確保するため、国会にどのような組織が置かれるのか？

自民・公明・維新・みんなの4党合意に基づき、特定秘密を取り扱う関係行政機関の在り方及び特定秘密の運用状況等について審議し及びこれを監視する委員会その他の組織を国会におくこととなります。

問6-3 行政機関から特定秘密の提供を受ける際、国会が保護措置を講ずることとされているが、保護措置を講じるとどうなるのか？

国会が行政機関に対して情報の提供を求めた際、国家の重大な利益を害するおそれがある旨の声明があれば、内閣は提供する必要がありませんが（国会法第104条第3項）、今回の特定秘密については、国会において定める保護措置が講じられ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるときには、行政機関は原則として特定秘密を提供しなければなりません。なお、提供を拒める「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれ」がある場合としては、サードパーティールールが存在する場合（第三者に渡さないことを条件に、他国から情報提供を受けた場合）などの例外的な場合に限られます。



問6-4 国会が行政機関から特定秘密の提供を受ける際の保護措置としては、どのようなものが想定されているか？ また、いつまでに定められるのか？

国会において講じる保護措置としては、特定秘密保護法上、秘密会とすることが想定されていますが、それ以外にも、特定秘密に接することができる議員や職員の範囲、提供された秘密の管理方法、秘密を漏らした際の懲罰等について検討する必要があると考えられます。

その保護措置の内容については、国権の最高機関である国会において定められ、この法律の施行に間に合うよう、平成26年の通常国会において国会法等が改正される予定です。

## 7. 罰則について

### 問7-1 誰が特定秘密を漏えいした場合、罰せられるのか？

この法律では、

- ① 特定秘密を取り扱う行政機関の職員や警察職員
- ② 特定秘密を取り扱う契約事業者の従業員
- ③ 特定秘密の提供を受けた行政機関の職員や警察職員若しくは国会議員、裁判官、検事等や国際機関等の職員（業務知得者）

が特定秘密を漏えいした場合に処罰の対象となります（第23条）。

したがって、上記の者から漏えいされた特定秘密を受け取った者は、処罰の対象とはなりません。ただし、その者が共謀、教唆、煽動により漏えいさせた場合には、罪に問われず（第25条）。

〔参考〕共謀、教唆、煽動とはどういう行為か？

- ①「共謀」とは、2人以上の者が漏えい行為等の実行を具体的に計画して、合意すること、
- ②「教唆」とは、犯罪を実行させる目的をもって、人に対して、その行為を実行する決意を新たに生じさせるに足りる慫慂（しょうよう）行為、
- ③「煽動」とは、不特定又は多数人に犯罪を実行する決意を生ぜしめ、又は既に生じている決意を助長させるような勢いのある刺激を与えることをいいます。

### 問7-2 特定秘密を取得した者は、どのような場合に罰せられるのか？

特定秘密を取得する行為については、①外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命・身体を害すべき用途に供する目的（スパイ等の目的）で、②人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為その他の特定秘密を保有する者の管理を侵害する行為により取得した場合に限り、取得罪として罰せられます（第24条）。

### 問7-3 出版・報道関係者も罰せられるのか？ 例えば、次の場合について

はどうか？

- ① 取材行為により特定秘密を取得した場合
- ② 取扱者に対し、特定秘密だと知りつつ情報の提供を求めた場合

出版又は報道に従事する者の取材行為については、正当業務行為として処罰の対象とならないことが確認されています（第22条第2項）。

また、特定秘密を「取得」する行為については、住居侵入や暴行等の違法な手段で取得した場合には、住居侵入罪や暴行罪等で処罰される可能性はありますが、スパイ等の目的がなければ取得罪として処罰されませんし（第24条）、通常の取材活動上で特定秘密の提供を求める行為は、特定秘密の漏えい等の「教唆」には当たりません（第25条）。

したがって、通常の取材行為を行う出版・報道関係者が罰せられることはありません。

問7-4 取扱者や業務知得者でない一般国民も罰せられるのか？ 例えば、次の場合についてはどうか？

- ① たまたま見聞きした情報が特定秘密に該当しており、その情報を家族・知人等に伝えた場合
- ② 取扱者に対し、特定秘密だと知らずに情報の提供を求めた場合
- ③ 特定秘密を漏えいさせようと話し合った場合
- ④ 市民団体の集会で特定秘密を漏えいさせようと呼びかけたり、デモをした場合

この法律は、特定秘密を漏えいした取扱者と業務知得者を処罰するものです。したがって、スパイ等の目的をもった極めて例外的な場合を除き、特定秘密を取得した一般国民は処罰されません（第24条）。

また、共謀、教唆、煽動により特定秘密を漏えいさせた場合には罪に問われますが、その場合でもその対象となる情報が特定秘密であると認識している必要があります（第25条）。

- ① たまたま見聞きした情報が特定秘密に該当しており、その情報を家族・知



#### 人等に伝えた場合

取扱者や業務知得者が特定秘密を漏えいする場合ではなく、また、スパイ等の目的で取得した場合でもないので、処罰されることはありません。

#### ② 取扱者に対し、特定秘密だと知らずに情報の提供を求めた場合

対象となる情報が特定秘密であると認識していないので「教唆」には当たらず、したがって、処罰されることはありません。

#### ③ 特定秘密を漏えいさせようと話し合った場合

特定秘密の漏えい等の「共謀」とは、2人以上の者が漏えい行為等の実行を具体的に計画して、合意することをいいますが、取扱者・業務知得者以外の者が単に「話し合う」だけでは「共謀」には当たらず、したがって、処罰されることはありません。

#### ④ 市民団体の集会で特定秘密を漏えいさせようと呼びかけたり、デモをした場合

特定秘密の漏えい等の「煽動」とは、不特定又は多数人に犯罪を実行する決意を生ぜしめ、又は既に生じている決意を助長させるような勢いのある刺激を与えることをいいますが、市民団体での集会やデモは、通常、取扱者に犯罪を実行する決意を生ぜしめたり、既に生じている決意を助長させるものとは考えられず、したがって、処罰されることはありません。